

佐賀市立大和中学校
「部活動に係る活動方針」

令和8年3月

はじめに	2
Ⅰ 佐賀市部活動地域展開の基本的な考え方・方向性	3
1 佐賀市部活動地域展開の理念	3
2 改革の方向性	4
Ⅱ 大和中学校部活動の在り方	6
1 適切な運営のための体制整備	6
2 適切な指導・安全安心の確保	6
3 適切な活動時間・休養日の設定	7
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	9
5 大会・コンクールの在り方.....	9
6 その他.....	10

はじめに

近年、少子化の進行や教職員の働き方改革の要請を背景に、学校部活動の在り方は全国的な転換期を迎えている。スポーツ庁及び文化庁は令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」を策定し、令和7年5月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 最終とりまとめ」を公表した。

さらに文部科学省は、これらの議論や実践を踏まえ、令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（以下「国のガイドライン」という。）」を公表した。国のガイドラインでは、令和8年度から令和13年度までを「改革実行期間」と位置づけ、同期間内に、休日の学校部活動については原則として地域クラブ活動への展開を進めるとともに、平日の活動についても地域の実情に応じて地域展開を推進していく方向性が示されている。

佐賀市においても、平成30年に策定した「佐賀市立中学校に係る部活動の方針」に基づき、学校部活動の教育的意義を大切にしながら、その適切な運営に取り組んできた。しかし、少子化が進行する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。

このため、佐賀市では令和5年度より「佐賀市部活動地域展開会議」（以下「地域展開会議」という）を設置し、関係団体や学校等との協議を重ねながら、学校部活動と地域クラブ活動の在り方について検討を進めてきた。あわせて、生徒の声を起点に活動時間や活動内容を見直す「学校部活動の適正化モデル（以下「佐賀モデル」という。）」に取り組むとともに、新たな地域クラブ活動に関する実証的な取組も進め、競技や地域の実情に応じた効果的な移行の在り方や、持続可能な運営体制について検証を行ってきた。

本基本方針は、国の動向及び佐賀市における取組を踏まえ、当面の間、学校部活動と地域クラブ活動が併存することを前提に、学校部活動及び地域クラブ活動の運用方針を示すものである。

I 佐賀市部活動地域展開の基本的な考え方・方向性

I 佐賀市部活動地域展開の理念

<基本理念>

健全で 持続可能な「教育環境」「文化・スポーツ環境」を創造する

佐賀市における部活動地域展開は、子どもたち一人ひとりが、自らの意思でスポーツ・文化芸術活動に関わり、仲間や地域とともに学び、成長していくことができる持続可能な環境を構築することを目的とする。その実現に当たっては、部活動改革を「学校の負担軽減」や「地域への単純な移行」として進めるのではなく、活動の在り方そのものを見直すことを重視する。

そのため、まず、学校部活動そのものの在り方を問い直す取組として、「佐賀モデル」に着手してきた。この取組は、活動の量を一律に抑えることを目的とするのではなく、限られた時間（週あたり8時間程度）の中で活動の質を高め、生徒の主体性を育むことを重視するものである。その上で、地域クラブ活動の実証的な取組を通じて、競技や地域の実情に応じた効果的な移行の在り方や、持続可能な運営体制について段階的に検証を進めている。

1基本方針において示す活動時間（週あたり8 時間程度）は、国のガイドラインの考え方を踏まえつつ、佐賀市の生徒の生活実態や意識調査の結果をもとに設定したものである。

国のガイドラインでは、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスの取れた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究成果を踏まえ、週当たりの活動時間について、平日及び休日の活動時間や休養日の設定を含めた総合的な目安として、「週11 時間程度」が示されている。

一方、佐賀市が令和5 年度に実施した生徒アンケート調査の結果からは、現行の「週11 時間程度」の活動時間であっても、全国平均と比べて活動時間が長い傾向にあったこと、学外の習い事等と合わせた年間の活動時間が授業時間数に匹敵していたこと、睡眠時間が短い生徒が一定数存在していたことなど、生徒の生活全体のバランスに課題がある実態が明らかとなった。

こうした実態を踏まえ、佐賀市では、生徒の声を起点に、専門家等の知見、他自治体の事例を踏まえ、有識者による協議を重ね、地域展開会議において、活動時間を週あたり8 時間程度とすることを基本とする判断を行った。また、令和6年度からのモデル校における試行的な取組を通して、成長期にある生徒が無理なく、学校内外の活動や休養とのバランスを保ちながら取り組むことのできる、現実的かつ持続可能な水準であると判断したものである。

佐賀市が目指す部活動地域展開の姿は、次のとおりである。

生徒の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・増えた選択肢の中から自分に合った活動の場を主体的に選び、納得感と責任をもって活動に関わることができること。 ・自身の目標を考え、対話を通して取り組みながら、多様なスポーツ・文化芸術や地域の大人と出会い、協働する中で学びを深めていくこと。
教職員の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に関わる教職員については、改革の進展に伴い、意欲や専門性を尊重した関わり方が可能となり、生徒にとって望ましい指導環境の確保と、教職員の業務負担への配慮が両立した、持続可能な教育環境が実現していくこと。
地域の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の指導者や団体が、学校部活動の課題をそのまま引き受けるのではなく、役割や負担が整理された形で活動に関わり、無理のない継続的な運営が可能となっていること。

このように、佐賀市の部活動地域展開は、生徒の主体性を中心に、学校と地域がそれぞれの役割を果たしながら支え合う関係を構築することを目指すものであり、部活動改革を通じた人づくりと地域づくりを一体的に進める取組として位置づける。

2 改革の方向性

(1) 改革期間

佐賀市では、国が示す改革実行期間(令和8年度から令和13年度まで)の考え方を踏まえ、令和8年度から令和10年度までの期間と、令和11年度以降の期間に区分して、今後の取組の見通しを整理する。

(2) 取組方針

●令和8年度から令和10年度

学校部活動は、教職員の勤務時間内での実施を基本とする運営へと段階的に移行していく。生徒が自分に合った活動を主体的に選べるよう、地域クラブ活動の創設や充実を図る。

●令和11年度以降(新チーム結成以降)

学校部活動は、原則として教職員の勤務時間内で実施する。ただし、国の制度改正や学習指導要領の改訂等の動向を注視しつつ、必要な見直しを行う。

(注) 競技特性や地域の状況等により、地域展開が困難な場合には、部活動指導員の配置等を推進する。その際も、活動の量を確保することを目的とするのではなく、限られた時間(週当たり8時間程度)の中で活動の質を高め、生徒の主体性を育む取組を基本とする。

(3) 留意事項

改革期間及び取組方針に基づき、学校部活動改革及び地域クラブ活動を推進するに当たっては、以下の点に留意して取組むことが重要である。

- ア 本改革は、学校部活動を一律に廃止したり、地域クラブ活動へ急激に移行したりするものではなく、学校部活動と地域クラブ活動が併存する期間を経ながら、段階的に進めていく取組であることを共有すること。
- イ 地域クラブ活動への展開は、学校部活動が抱えてきた課題をそのまま地域に移すことではなく、学校と地域がそれぞれの役割を果たしながら連携していく視点を大切にすること。
- ウ 国のガイドラインでは、生徒の活動機会の確保に加え、大人も含めたウェルビーイングの向上や地域社会の維持・活性化等の多面的な効果が期待されており、性別や障がいの有無、活動の得手不得手等を問わず、すべての生徒が希望に応じて多様な活動に参加できる環境づくりが求められていることを踏まえること。
- エ 学校部活動及び地域クラブ活動における活動時間や内容については、量を目的とするのではなく、限られた時間(週当たり8時間程度)の中で何に取り組むかを考えること自体が、生徒の主体性を育む重要な学びであるとの視点を共有すること。

Ⅱ 大和中学校部活動の在り方

本章では、地域展開の進捗状況を踏まえつつ、学校部活動と地域クラブ活動が併存する期間における、学校部活動の役割と、休日及び平日の活動の在り方について示す。

Ⅰ 適切な運営のための体制整備

(1) 大和中学校部活動に関する方針の策定等

- ア 校長は、本基本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、各部活動の「年間の活動計画」とともに、学校のホームページへの掲載等により公表する。
また、部活動の地域展開に向けた学校の状況や進捗を踏まえ、地域展開への適切な移行計画を併せて示すこととする。
- イ 部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。
- ウ 部活動顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、各学校の部活動数について、生徒及び教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部活動を設置する。

- イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、顧問の校務分掌を考慮し、部活動指導員の配置状況を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰り上げ等活動時間を教職員の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教職員の負担が過度とならないよう十分に留意する。
- ウ 校長は、設置する部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、部活動指導員を活用するなど、複数の顧問を配置するよう努める。
- エ 佐賀市教育委員会（以下「市教育委員会」という）は、指導内容の充実や生徒の安全・安心の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、必要に応じて部活動指導員を活用するよう努める。
- オ 校長は、部活動指導員等の協力を得る場合には、学校全体及び各部の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問の教職員及び部活動指導員等との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。
- カ 市教育委員会及び校長は、部活動指導員が学校教育について理解し、適切な指導を行えるよう、佐賀県教育委員会が実施する研修を受講させるなど、研修の機会を設ける。
- キ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 適切な指導・安全安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員等は、学校部活動の実施に当たり、体罰・暴言・ハラスメント等の不適切行為の未然防止を徹底する。また、事案発生時には、迅速な対応及び再発防止の徹底を図る。

※ 具体的な指導の実施にあたっては「運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月文部科学省）を参考にする。

イ 校長、部活動顧問、部活動指導員等は、いじめ（SNS 等による人を傷つける書き込み等も含む）は人権侵害であり、決して行ってはならないという強い認識のもと、学級担任や養護教諭等との連携を含め、様々な角度から生徒の姿を把握する。

なお、学校部活動内の生徒間で、体罰同様の行為が行われないように注意を払う。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

ア 部活動顧問、部活動指導員等は、将来的に生徒が多様な地域クラブ等を自ら選択し、参画していくための基盤を形成するため、教育課程との関連を図りつつ、生徒が自ら考え、計画していく「ボトムアップ理論」に基づく指導方法等を通して、生徒の意思決定の機会を保障し、自らの希望や発達段階に応じて活動の内容や量を調整する力を育成する。

イ 校長、部活動顧問、部活動指導員等は、部活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものにならないよう配慮する。

ウ 部活動顧問、部活動指導員等は、スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスの取れた成長を図る観点から、過度の練習・活動が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないこと、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。その上で、各競技の特性を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うよう努めるものとする。

(3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用

ア 部活動顧問、部活動指導員等は、各競技・分野の特性や、気象条件等を含む活動環境を踏まえた安全確保の観点から、中央競技団体等が示す指導手引きや安全に関する資料等を活用し、指導に生かすものとする。

イ 市教育委員会は、学校部活動に関わる関係機関や団体が作成する指導手引きや安全に関する情報について、学校が活用しやすいよう、情報提供に努めるものとする。

(4) 年間の見通し

ア 4月・職員会議において、「佐賀市学校部活動及び地域クラブ活動基本方針」と本校の「佐賀市立大和中学校『部活動に係る活動方針』」を確認する。

イ 顧問は年間の活動計画を作成する。

ウ 5月・PTA総会時に「部活動の在り方に関する方針」を説明するとともに、各部活動保護者会を開催する。

エ 翌年3月・職員会議において、今年度の反省をまとめ、次年度の方針に反映する。

3 適切な活動時間・休養日の設定

(1) 休養日

市教育委員会は、成長期にある生徒が、学校部活動、学習、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、学校部活動における休養日及び活動時間等について以下の基準を設定するとともに、各学校に対し、適宜、支援及び指導を行い、逸脱する場合は是正を行う。

ア 学期中の休養日(週当たり2日以上)

- ① 平日:少なくとも1日以上(原則水曜日)を休養日とする。
- ② 週休日:土曜日及び日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。
- ③ その他:大会等により週休日に活動する必要がある場合は休養日を他の日に振替える。また、水曜日が祝日の場合も同様の扱いとする。

イ 長期休業中等の休養日

- ① 学期中に準じた取扱いを行うものとする。(週当たり2日以上)
- ② ただし、長期休業の趣旨を踏まえ、生徒が家族や地域で過ごす時間等の確保に配慮し、生徒にとって無理のない計画を立て、一定期間の連続した休養期間を設けるものとする。

ウ 佐賀市立中学校共通の休養日

- ① 毎月第3日曜日は、「県下一斉部活動休養日」（ア又はイに充てることができる。）とする。
- ② 市教育委員会が定める夏季休業中の「学校閉庁日」（8月13日、14日、15日）は、休養日とする。（ア又はイに充てることができる。）

エ その他

- ① 中間テスト3日前からテスト終了日の前日までとする
- ② 期末テスト及び学年末テスト5日前からテスト終了日の前日までとする。

(2) 活動時間

本基本方針策定時点においては、学校部活動と地域クラブ活動が併存する期間にあることを踏まえ、学校部活動における活動時間の上限については、以下を基準とする。

ア 平日：原則として1日当たり2時間以内

イ 休日：原則として3時間以内（学期中の土日、長期休業中含む）

ウ 週当たりの活動時間は「8時間程度」を目安とし、過度に逸脱しない範囲で、活動目的・実態に応じて柔軟な運用を認める。

(3) 下校時刻

校長は、活動時間に応じて下校時刻を設定するものとする。下校時刻の設定に当たっては、日没時刻等を考慮し、生徒が安全に帰宅できる時間となるよう配慮する。

ア 平日の完全下校時刻（年間平均を8時間程度として下校時刻を設定）

月	時刻（活動時間）	月	時刻（活動時間）
4	18時00分（1時間45分）	10	17時30分（1時間15分）
5	18時00分（1時間45分）	11	17時15分（1時間）
6	18時00分（1時間45分）	12	17時15分（1時間）
7	18時00分（1時間45分）	1	17時30分（1時間15分）
8	※夏季休業	2	17時45分（1時間30分）
9	18時00分（1時間45分）	3	18時00分（1時間45分）

イ 週休日及び長期休業日の下校時刻は、活動時間に合わせ下校時刻を設定する。

ウ 短縮授業時の取り扱い

原則、短縮校時の場合、完全下校時刻を繰り上げる。ただし、10月から1月までは、繰り上げを行わない。活動時間が1時間15分以下のため。

エ 午前中校時及び5時間校時の場合は、帰りの会終了後、2時間後を完全下校時刻とする。

(4) その他

活動時間の運用にあたっては、「佐賀モデル」の考え方にに基づき、生徒の主体的な意思と顧問との対話を通して目標を共有し、限られた時間の中での取組を基本とする。

ア 部として目標とする重要な大会・コンクール等の直前2週間の期間においては、休養日を合計4日以上確保することを前提として、校長の判断により、期間や内容を限定した特例的な活動時間の調整を行うことができるものとする。ただし、18時を超える活動は認めない。また、事前に保護者会からの申請書を校長に提出し、承認を得た上、職員会議で周知することとする。この場合も、生徒の健康・安全に十分配慮し、活動前後の「振り返り」等によって活動の必要性を確認すること。中体連の2週間前も同様の扱いとする。

イ 季節による日没時刻の変化や大会・コンクール前の調整等を踏まえ、週単位での活動時間の柔軟な割り振りを可能とする。この場合も、週あたりの活動時間は「8時間程度」を原則としつつ、校長の判断のもと、必要最小限の範囲で調整を行うものとする。

ウ 前各号に定める休養日等の設定について、校長による判断が困難な場合は市教育委員会が適切な助言を行うこと。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

(1) 生徒のニーズ等を踏まえた活動環境の整備

市教育委員会及び校長は、学校部活動が生徒の自主的・自発的な参加を前提とする活動であることに留意し、性別や障がいの有無、活動の得手不得手に関わらず、生徒一人ひとりの多様なニーズに応じた活動機会が確保されるよう努める。

(2) 合同部活動・拠点校部活動等の実施

校長は、少子化の進行等により、単独校では十分な活動が困難となる場合には、複数校で編成する合同部活動や拠点校方式による部活動の実施、地域クラブとの連携・移行の可能性も視野に入れた活動体制の見直しを進めるものとする。

(3) 地域と連携した指導・運営体制の充実

市教育委員会及び校長は、地域クラブ活動等との連携を含め、生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に参画できる環境の整備に努めるとともに、保護者・地域への適切な情報提供と理解促進を図る。

5 大会・コンクールの在り方

校長は、生徒に与える教育的意義、生徒及び部活動顧問の負担等を考慮し参加する大会・コンクール等を精査する。

(1) 参加の在り方

ア 土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会・コンクール等への参加が連続週にわたることがないように考慮する。

イ 県大会規模の大会・コンクール等については、年4回程度の参加を目安とする。

(2) 引率・従事に関する留意事項

大会・コンクール等への引率に当たっては、教職員の勤務時間や校務全体への影響に十分配慮し、過度な負担とならないよう留意する。

6 その他

(1) 引退後の3年生の部活動について

ア 運動部においては中体連、文化部においては最後のコンクール終了後、学業に専念するものとする。

(原則、部活動に参加しない)

イ 各種競技の市や県選抜に選出された場合は、その大会が終わるまで、部活動の参加を認める。

ウ 高校の試験内容に実技(部活動が関係するもの)がある場合は、試験の1か月前から下記のエの条件のもと、参加の可否について校長が最終的な判断をする。

エ 引退後の3年生の部活動の参加条件については、以下の通りとする。

①平日:2日間

②週休日:土日のいずれか1日

③活動は1、2年生が優先

④承認までの手順

1) 生徒だけでなく保護者が同意をし、申請するものとする。

※生徒本人だけの申し出は認めない。

2) 顧問と全職員の承認

3) 校長による最終的な判断

※ なお、本方針(佐賀市立大和中学校「部活動に係る活動方針」)は、令和8年4月1日より、運用を開始する。